犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例(平成19年高知県条例第9号) 第21条第1項の規定に基づき、道路、公園、駐車場及び駐輪場(以下「道路等」という。) について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する事項を示すことにより、防犯性 の高い道路等の普及を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、道路等を設置し、又は管理する者等に対し、道路等の防犯性の向上に係る企画・設計及び施設整備上配慮すべき事項を示し、その自発的な対策を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針は、道路等の関係法令等との関係、計画上及び設計上の制約、管理体制の整備状況、地域の実情等に配慮し、対応が可能と判断される項目について適用するものとする。
- (4) この指針に基づく取組の推進に当たっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望、その他防犯対策を講ずる必要性を検討して、推進するものとする。
- (5) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する事項

1 道路

道路において発生する強盗やひったくり等の犯罪を防止するため、犯罪企図者(注1)が対象者又は対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど、可能な限り以下の項目に配慮する。

(1) 歩道と車道の分離

道路の構造、幅員、周辺の状況等を勘案し、縁石や防護柵、植栽等により歩道と車道を分離すること。

(2) 見通しの確保

ア 道路上の柵、標識等の工作物は、道路の見通しを妨げないよう設置すること。 イ 道路の植栽等は、下枝等が道路の見通しを妨げないよう地域住民やロードボラン

ティア(注2)と協力して剪定作業等を行うこと。

(3) 照度の確保

道路照明(注3)や防犯灯等の照明設備は、夜間又は地下道等(注4)において、 人の行動を視認できる程度以上の照度(注5)を確保すること。

(4) 防犯設備の設置

地下道等、周囲からの見通しが悪く、出入口が限られている場所にあっては、必要に応じ防犯ベル等の防犯設備を設置すること。

2 公園

公園において発生するちかん行為や不審者による子どもへの声かけ事案等を防止する ため、犯罪企図者が対象者又は対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しや照度 を確保するなど、可能な限り以下の項目に配慮する。

(1) 見通しの確保

ア 植栽

植栽については、周囲の道路、住居、園路等からの死角を作らないこと。

イ 囲障

囲障を設ける場合は、見通しのよいフェンス、柵等を設置すること。

ウ 遊具

遊具等の選定、配置については、周囲から見通すことができない空間を作らないこと。

(2) 照度の確保

夜間、通路として日常的に利用されている園路は、公園灯等により、人の行動を視認できる程度以上の照度(注5)を確保すること。

(3) 便所を設置する場合の配慮事項

ア配置

園路及び道路から近い場所等、周囲からの見通しがよい場所に設置すること。

イ 照明設備

建物の出入口付近及び内部は、人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照 度(注6)を確保すること。

(4) 防犯設備

見通しの確保ができない場所や便所等では、必要に応じて防犯ベル等を設置すること。

3 駐車場及び駐輪場

駐車場及び駐輪場(住宅の設備等として設けるものを除く。以下「駐車場等」という。)において発生する乗り物盗、車上ねらい等を防止するため、犯罪企図者が対象者 又は対象物に近づきにくいように、フェンス、柵等による周囲との区分、見通しや照度 の確保など、利用形態や規模に応じて可能な限り以下の項目に配慮する。

(1) フェンス、柵等による周囲との区分 駐車場等の外周をフェンス、柵等で囲み、周囲と区分すること。

(2) 見通しの確保

・ 駐車場等のフェンス、柵等の設置に当たっては、メッシュ又は格子様のものを取り付けるなど、周囲からの見通しを確保すること。

• 見通しが悪く、死角になる箇所は、必要に応じてミラーを設置するなど、場内の 見通しを確保すること。

(3) 照度の確保

地下又は屋内の駐車場については、駐車の用に供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面においては10ルクス以上の照度を確保し、また、屋外の駐車場についても必要に応じて防犯灯等により、地下又は屋内の駐車場の駐車の用に供する部分の床面と同等の照度を確保すること。

(4) 管理体制の充実

必要に応じて、出入口には自動ゲート管理システムの設置や管理人の配置を行い、 防犯カメラ等の防犯設備を設置して場内の状況等を把握すること。

(5) 盗難防止措置

駐輪場においては、必要に応じてチェーン用バーラック(注7)、サイクルラック (注8)等を設置し、自転車又はオートバイとチェーン錠等で結束できるよう盗難防 止に有効な措置を講ずること。

(6) 広報

犯罪の発生状況に応じて、利用者に対し、看板、貼り紙等により、「カギ掛け」の励行など防犯のための広報(注9)を実施すること。

4 その他

(1) 地域住民との連携による整備・管理等

道路等の整備・管理等は、ワークショップによる計画づくり等を含めてできる限りの住民参加を促進するとともに、落書き消しやゴミの不法投棄への対応等も適切に行うこと。

(2) 防犯カメラ

防犯設備として防犯カメラを設置する場合は、その適正な運用を図るため、可能な限り以下の項目に配慮する。

ア 配置等

- (ア) 見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に 配置すること。
- (4) 防犯カメラの画像を録画する記録装置を設置することが望ましい。
- (ウ) 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、照度の確保に関する規定のある各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保したものとすること。
- イ 個人のプライバシーの保護への配慮
 - (ア) 設置区域内の見やすい場所に防犯カメラが作動していることを明示すること。
 - (イ) 画像の保存期間は、目的達成のため必要最小限の期間とし、保存期間が終了 したときは、確実に画像を消去すること。
 - (ウ) 適切な画像の取扱い、情報の漏えい防止、画像の適切な保管などに配慮する ため、管理責任者を指定すること。

- (エ) 画像が記録された媒体は、管理責任者が指定した施錠された場所に保管し、 また、記録された画像へのアクセスについても管理責任者が指定した場所で行 うこと。
- (オ) 画像が記録された媒体は、法令に基づく場合等を除き、利用目的以外の用途 に供し、又は第三者に提供しないこと。
- (カ) 道路等を設置し、又は管理する者は、適正な管理、運用に当たっての規程を 作成し、防犯カメラの設置及び利用が適正なものとなるよう努めること。
- (注1):「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。
- (注2):「ロードボランティア」とは、道路での美化や清掃、緑化等のボランティア活動に取り組んでいる地域住民や老人会、婦人会、学校、企業等の団体や個人で、申請により、土木事務所長が認定しているものをいう。
- (注3):「道路照明」とは、道路交通の安全、円滑な利用を図ることを目的に、交差点や横断 歩道等に道路照明施設設置基準に基づき、道路管理者が設置する交通安全施設の一つであ る。
- (注4):「地下道等」とは、地下道のほか、ガード下等の人車が通行する道路をいう。
- (注5):「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が 識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度(床面又は地面における平均照度)が概 ね3ルクス以上のものをいう。
- (注6):「人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の 顔、行動等が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平 面照度が概ね50ルクス以上のものをいう。
- (注7):「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒(バー)をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車・オートバイ等の盗難を防止することができる設備をいう。
- (注8):「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、一台 ごとのスペースが明確に区分されているものをいう。
- (注9):「防犯のための広報」とは、自動車についてはカギ掛けや貴重品の車内の保管の禁止、オートバイについてはハンドルロック、自転車についてはツーロックなどのカギ掛けの呼びかけのほか、管轄警察署から入手した犯罪情報及び防犯グッズ等を紹介することをいう。